



お問い合わせは、  
(☎63・3802)まで。

平成30年分の所得税の申告相談受付が、2月15日から始まります。申告される方は、必ず正しい申告を行ってください。

**申告しなければならぬ方**

- ① 事業所得や不動産所得などがある方
- ② 給与所得のある方で、次に該当する場合
  - ▼ 平成30年中の給与収入が、2000万円を超える場合
  - ▼ 給与を1か所から受け、地代・家賃などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合

**給与を2か所以上から受けている方**

給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計が20万円を超える方



個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた場合は、原則として贈与税の確定申告をしなければなりません。

確定申告が必要な方で申告をしないかたたり、誤った申告をされますと、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、更に加算税や延滞税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

**町民税の申告**

町民税の申告は、町民税や国民健康保険税の課税資料の基となるとともに、所得証明書の発行や、各種手当の受給者資格の判定や支給額の算定などをするための資料になります。平成31年1月1日現在で日高町にお住まいの方は、申告が必要です。(申告不要の方もおられますので、ご確認ください)

**町民税の申告が必要な方**

- ・ 勤務する事業所などから、役場に給与支払報告書が提出されない方
- ・ 所得税の確定申告はしないが、扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などを受ける方
- ・ 平成30年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
- ・ 所得税の確定申告は必要ないが、雑所得、一時所得、事業所得などの所得のある方(農業などで町申告の方)
- ・ 前年に収入がなかった方(町内在住者の被扶養者は除きます)など

**町民税の申告が不要な方**

- ・ 所得税の確定申告をした方
- ・ 給与所得のみの所得で、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- ・ 公的年金のみの収入で、他に控除するものがない方
- ・ 収入がなく、同一世帯の家族の方が、会社の年末調整または確定申告で扶養親族として届出されている方(年少扶養も含みます)など

**申告期限・場所**

**受付期間**

平成31年3月15日(金)まで

(土・日曜は除く)

**申告場所および時間**

役場 3階大会議室(午前9時～午後5時)(左頁の日程表参照)



**申告当日お持ちいただくもの  
(確定申告・町県民税の申告共通)**

① 認めめの印鑑

② 所得関係書類

平成30年中(1月1日から12月31日まで)の収入などが確認できる書類(源泉徴収票、収支内訳書、給与明細など)

③ 控除関係書類

平成30年中に支払われた生命保険・地震保険・国民健康保険・介護保険・後期高齢者保険・国民年金などの支払証明書、医療費領収書など

④ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など

⑤ マイナンバーの記載及び提示が必要となります

⑥ その他、申告に必要な関係書類



**町税は口座振替で!**

税金は、私たちが豊かで安全な暮らしが出来るよう警察や消防、保健衛生や教育などの公共サービスや、道路や橋、港湾や上下水道などの公共施設の整備・充実に充てられています。私たちが社会の一員として暮らしていくために、みんなで出し合って負担しているのが税金です。

税務課では便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をお勧めしています。口座振替を利用される方は、紀州農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行の各金融機関窓口で口座振替される通帳と届出されている印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。口座振替依頼書は、税務課窓口および各金融機関窓口にご用意しております。

※口座振替の受け付けは金融機関窓口のみです。税務課窓口での受け付けはしていませんのでご注意ください

**町県民税・所得税申告相談 日程表**

月日	曜日	地区名	受付時間	会場	
2.15	金	原谷	午前9時 ～午後5時	日高町役場 (3階大会議室)	
2.18	月	池田			
2.19	火	小中			
2.20	水	萩原			
2.21	木	内原			
2.22	金				荊木
2.25	月	高家			
2.26	火				
2.27	水				
2.28	木	志賀			
3.1	金				小杭・柏・上志賀
3.4	月				小池・久志
3.5	火				中志賀
3.6	水				下志賀
3.7	木		谷口		
3.8	金		比井崎		
3.11	月	津久野・小坂・小浦・方杭・産湯			
3.12	火	町内全地区			
3.13	水		阿尾・田杭		



お問い合わせは税務課(☎63・3802)まで。